

別表（第2条関係）

補助事業名	高級ホテルを対象とした設備補助						
補助事業の目的	高級ホテルが県内に立地する際の設備投資に係る初期コストを軽減することで、立地を促進し、高度な国際会議の開催や海外富裕層旅行者等の誘客促進、都市のブランド力向上を実現する。						
補助事業の対象となる者	<p>産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下、「条例」という。）第2条で定める立地促進事業（当該事業に係る投資額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産の取得に要する経費をいう。以下同じ。）が下表に定める金額以上のものに限る。）を行う者であって、以下（1）及び（2）の要件をいずれも満たす者</p> <p>（1）次のアからエのいずれかの要件を満たす者</p> <p>ア 土地を取得又は賃借（定期借地を含む。）する者で、当該土地の取得又は賃借開始後1年（当該土地を取得又は賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に建物の建設に着手する者</p> <p>イ 既存建物を取得する者で、当該建物の取得後1年（当該建物を取得した者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該事業を開始又は当該建物の改修に着手する者</p> <p>ウ 建物を賃借する者で、当該建物の賃借開始後1年（当該建物の賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該事業を開始又は当該建物の改修に着手する者</p> <p>エ 既に県内に立地している者であって、県内の既存敷地において当該事業を行う者</p> <p><投資額の要件></p> <table border="1" data-bbox="472 1413 778 1574"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>20 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>1 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）特定臨海地域内において新設された次の要件をいずれも満たすホテル（以下「高級ホテル」という。）及びこれに準じるものとして知事が認めるホテルに係る固定資産を取得する者</p> <p><高級ホテルの要件></p> <p>ア 平均客室面積が45㎡以上であること</p> <p>イ 客室数が100室以上であること</p> <p>ウ スイートルームの比率が5%以上であること</p> <p>エ 最大の会議室（宴会場）の面積が1,000㎡以上であること</p> <p>オ 専用の車寄せを有していること</p> <p>※車寄せは要人警護に必要な車列を組むスペースを確保すること</p>	対 象	金 額	大企業	20 億円	中小企業	1 億円
対 象	金 額						
大企業	20 億円						
中小企業	1 億円						

	<p>カ 複数のレストランを有していること</p> <p>キ コンシェルジュデスクを有していること</p> <p>ク バレーパーキングサービスを実施すること</p>
補助事業の対象となる経費	<p>立地促進事業確認を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が特定臨海地域内において行う高級ホテルの立地に必要な建物の建設、設備の導入に係る経費。ただし、賃借料及び手数料は除く。</p>
補助率	5%
補助金の額	<p>補助対象経費に5%を乗じた金額以内。</p> <p>100億円を限度とする。ただし、知事が特に産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与すると認める場合はこの限りでない。</p> <p>なお、高級ホテルとその他施設が入居する複合ビルについては、用途ごとに按分した投資額うち、高級ホテルが占める金額を補助金額とする。</p> <p>また、当該補助対象施設に対して国等（県内市町を除く。）からの補助がある場合は、当該補助と併せて上記金額以内とする。</p> <p><分割交付について></p> <p>原則10年均等分割とする（単年度10億円以内）。</p> <p>ただし、補助総額が1億円以上5億円未満の場合は5年分割、1億円未満の場合は、一括交付とする。</p> <p>なお、補助対象施設等を休止し、又は廃止（主な設備の撤去等を含む）したときは、県が認める範囲内で、休止し、又は廃止した年度以後の補助金の交付は行わないことができる。</p> <p>また、同一企業の複数施設への支払いが同時に発生する場合は、原則一企業・一エリアあたり、単年度15億円以内とする。</p>
適用除外する条項	—
その他の事項	申請等の書類は全て日本語で作成すること。

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条 第 2 項	(添付書類) ・ 施設概要説明書 (別記) ・ 投資額を確認する書類 (写) (領収書、振込依頼書等)
第 13 条 第 1 項	(指定期日) 補助対象施設の操業開始後 6 ヶ月以内
第 13 条 第 2 項	(指定期日) 施設等の休止 (廃止) 予定日の 30 日前まで